

目次

第1章 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- I 特別支援教育の理念・・・・・・・・・・・・・1
 - 1 特殊教育から特別支援教育、そして共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築へ
 - 2 特別支援教育の理念
 - 3 合理的配慮と基礎的環境整備
- II 特別支援教育推進のための体制整備・・・・・・・・・・・・・7

第2章 特別支援学級等の運営と教育課程の編成

- I 特別支援学級の学級編制と運営・・・・・・・・・・・・・9
 - 1 特別支援学級の学級編制
 - 2 特別支援学級の対象児童生徒
 - 3 特別支援学級の教員の配当
 - 4 特別支援学級の新設に当たっての留意事項
 - 5 特別支援学級運営上の諸表簿等
 - 6 通知表
- II 「通級による指導」の運営・・・・・・・・・・・・・12
 - 1 「通級による指導」とは
 - 2 「通級による指導」の対象及び留意事項
 - 3 巡回による指導
 - 4 「通級による指導」に対する教員配置
 - 5 「通級による指導」の運営上の諸表簿等
 - 6 連携
- III 教育課程の編成・・・・・・・・・・・・・16
 - 1 特別の教育課程の編成
 - 2 特別の教育課程の届出
- IV 個別の教育支援計画と個別の指導計画・・・・・・・・・・・・・19
 - 1 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用
 - 2 個別の教育支援計画
 - 3 個別の指導計画
 - 4 各計画の見直しと取り扱い
 - 5 各計画の保存及び管理
- V 特別支援教育就学奨励費・・・・・・・・・・・・・23
- VI 就学先の決定・・・・・・・・・・・・・23
 - 1 障害の状態等を踏まえた総合的な観点からの就学先の決定
 - 2 千葉県教育支援委員会の役割
 - 3 市町村教育支援委員会等の役割
 - 4 小・中学校の校内教育支援委員会等の役割の充実
- VII 特別支援学級の教科用図書・・・・・・・・・・・・・29
 - 1 使用される教科用図書
 - 2 小学校、中学校特別支援学級における教科書の使用

- 3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

第3章 障害のある児童生徒の理解と指導の実践

- I 障害のある児童生徒の理解・・・・・・・・・・・・・31
 - 1 理解するための基本的な考え方
 - 2 理解するための視点
 - 3 理解の方法
 - 4 個人情報の保護について
- II 知的障害のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・34
 - 1 知的障害とは
 - 2 知的障害のある児童生徒の指導
 - 3 教育課程
 - 4 合理的配慮の観点例
 - 5 指導の実践
- III 言語障害のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・43
 - 1 言語障害とは
 - 2 言語障害のある児童生徒の指導
 - 3 教育課程
 - 4 合理的配慮の観点例
 - 5 指導の実践
- IV 聴覚障害のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・49
 - 1 聴覚障害とは
 - 2 聴覚障害のある児童生徒の指導
 - 3 教育課程
 - 4 合理的配慮の観点例
 - 5 指導の実践
- V 自閉症・情緒障害のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・58
 - 1 自閉症・情緒障害とは
 - 2 自閉症・情緒障害のある児童生徒の指導
 - 3 教育課程
 - 4 合理的配慮の観点例
 - 5 指導の実践
- VI 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・65
 - 1 病弱・身体虚弱とは
 - 2 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導
 - 3 教育課程
 - 4 合理的配慮の観点例
 - 5 指導の実践
- VII 視覚障害のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・71
 - 1 視覚障害とは
 - 2 視覚障害のある児童生徒の指導
 - 3 教育課程
 - 4 合理的配慮の観点例
 - 5 指導の実践
- VIII 肢体不自由のある児童生徒の指導・・・・・・・・・・・・・77
 - 1 肢体不自由とは

| | | |
|-----------|-------------------------|-----------|
| 2 | 肢体不自由のある児童生徒の指導 | |
| 3 | 教育課程 | |
| 4 | 合理的配慮の観点例 | |
| 5 | 指導の実際 | |
| IX | 発達障害のある児童生徒の指導 | 83 |
| 1 | 発達障害とは | |
| 2 | 発達障害のある児童生徒の指導 | |
| 3 | 教育課程 | |
| 4 | 合理的配慮の観点例 | |
| 5 | 指導の実際 | |
| X | アセスメントに利用される諸検査等 | 95 |

第4章 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

| | | |
|------------|---------------------------------|------------|
| I | 交流及び共同学習について | 98 |
| 1 | 交流及び共同学習に関する動向 | |
| 2 | 交流及び共同学習の意義 | |
| 3 | 交流及び共同学習の形態 | |
| 4 | 交流及び共同学習の実施にあたって | |
| 5 | 交流及び共同学習の実際 | |
| II | 幼児期における特別支援教育 | 104 |
| 1 | 幼児期における特別支援教育の推進 | |
| 2 | 幼稚園・幼保連携型認定こども園における早期からの取組のポイント | |
| 3 | 県教育委員会の取組状況 | |
| 4 | 実践事例の紹介 | |
| III | 高等学校における特別支援教育 | 109 |
| 1 | 高等学校における特別支援教育の推進 | |
| 2 | 高等学校における発達障害のある生徒の実態 | |
| 3 | 高等学校における特別支援教育充実のためのポイント | |
| 4 | 高等学校における「通級による指導」 | |
| 5 | 県教育委員会の取組状況 | |
| 6 | 実践事例の紹介 | |
| IV | キャリア教育・進路指導について | 116 |
| 1 | キャリア教育と進路指導との関係 | |
| 2 | キャリア教育で育成する力 | |
| 3 | 進路指導の活動領域と内容 | |
| 4 | 進路指導の進め方 | |
| 5 | 進路指導の実際 | |
| V | 自立活動の指導について | 123 |
| 1 | 自立活動の意義 | |
| 2 | 自立活動の内容 | |
| 3 | 教育課程の編成 | |
| 4 | 個別の指導計画の作成 | |

資料編

| | |
|---|----|
| ○出席簿記入例 | 1 |
| ○指導要録様式・記入例 | 2 |
| ・知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 小学部児童指導要録 様式1 様式2 様式2裏 | |
| ・視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部児童指導要録 小学部児童指導要録 様式1 様式2 様式2裏 | |
| ○学習指導案について | 9 |
| ○教育課程届出様式例・記入例 | 13 |
| ・知的障害特別支援学級等の固定式学級 様式I (No. 1~4) | |
| ・言語障害特別支援学級等の通級の学級 様式II (No. 5・6) | |
| ・通級による指導 (通級指導教室) 様式III (No. 7・8) | |
| ・通級による指導 (他校通級) 様式III (No. 8) | |
| ○個別の教育支援計画 例 | 27 |
| ○個別の指導計画 例 | 32 |
| ○産業現場等における実習関係書類の例 | 38 |
| ○就職及び就職後の支援に関する機関等 | 40 |
| ○千葉県公立高等学校入学者選抜における配慮申請 | 43 |
| ○関係機関等 | 44 |

| | |
|---|----|
| 関係法規・通知等 | |
| ○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) 概要 | 1 |
| ○学校教育法施行令の一部改正について | 6 |
| ○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について (通知) | 10 |
| ○障害のある児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について (依頼) | 16 |
| ○教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知) | 19 |
| ○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知) | 23 |
| ○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の公布について (通知) | 28 |
| ○小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について (通知) | 33 |
| ○主だった特別支援教育に関する法令及び通知等年表 | 41 |